



窓口手続でマイナンバーが必要です

平成28年1月から、西原町役場でのいくつかの手続(社会保障・税分野)の際に「通知カード」または「個人番号カード」に記載されている個人番号(マイナンバー)が必要になります。手続の際には、通知カードなどによるマイナンバー確認と身分証明書が必要になります。

通知カードの受け取りがまだの方へ

長期間不在などの理由で通知カードを受け取れなかった方は、西原町役場で一時的に保管(原則として3か月)しています。お早めにお受け取りください。なお、西原町役場の窓口でのお受け取りの場合は、本人確認が必要です。必ず「身分証明書」をお持ちください。

(代理人が受け取りにくる場合の必要書類)

[1]本人の身分証明書 [2]代理人の代理権を証明する書類(委任状等) [3]代理人の身分証明書
※詳しくは電話などでお問い合わせください。

 西原町役場での保管が3か月を過ぎてしまうと、通知カードは破棄されます。その後、再発行を行う場合は発行手数料(500円)が発生します。ご注意ください。

※郵便配達での不在票が入っていない方、まだ届いていない方もご連絡ください。

個人番号カードの申請・交付について

・申請が多数のため、申請から交付まで1か月以上かかる可能性があります。(即日交付はできません)
・申請後、交付通知書(はがき)が申請者のご自宅に届きます。

(個人番号カードの受取りに必要な物などの詳細は、交付通知書でお知らせします)

※西原町での個人番号カードの交付については、順次、交付通知書を発送する予定です。
しばらくお待ちください。

公的個人認証サービスを必要とする方へ

・公的個人認証サービスは平成28年1月以降、個人番号カードを利用する事になります(ただし、住基カードに保存された発行済の電子証明書は失効しない限り、有効期限まで利用可能です)
・確定申告などで公的個人認証サービスを必要とされる方については、個人番号カードを申請してご利用ください。

お問い合わせ 総務部町民課 住民係 ☎945-5012

①「マイナンバー詐欺」に注意!

公的機関の職員をかたる不審電話や、国許可の企業をかたり特定サイトに誘導しようとする不審メールなどが相次いでいます。「あなたのマイナンバーをお知らせします」、「役所の手続のためにマイナンバーを教えてください」などの電話には十分に注意してください。銀行や企業などが、電話やメール、または自宅を訪問してマイナンバーを聞くことはありません。

マイナンバーカードに関する不審な電話やメールなどがあり、不審に思ったときは、下記に電話するか最寄りの警察署へ相談してください。また、被害に遭わないためにも、一人で悩まず、家族、友人など、誰かに相談することが大事です。

●消費者ホットライン ☎188(いやや) ●沖縄県消費者生活センター ☎863-9214
●警察安全相談 ☎#9110

お問い合わせ 浦添警察署 ☎875-0110

定期監査報告書(要旨)

西原町監査委員 諸見里 利秀・呉屋 悟

平成27年11月5日から11月17日まで、平成27年度定期監査を実施しました。監査対象として予算執行状況と契約を取り上げました。監査の結果、おおむね適正に執行されていましたが、庁舎の一部不適正使用、補助金の交付事務の是正、産業課の担当事業について意見を付記しました。

1 庁舎の一部不適正使用について

新庁舎の使用を開始した平成26年5月から平成27年10月まで、雇用サポートセンター室を(株)西原ファームに事務所として使用させていた。

行政財産の使用を許可する場合には「西原町公有財産規則第25条」において「行政財産使用許可申請書」の提出が義務付けられているが、当該申請書は提出されていない。所定の手続きが取られていないので、今後は規程に則り手続きを取ること。

2 補助金の交付事務の是正について

西原町の平成28年度当初予算概算見込みにおいて、歳入が128億5,695万円、歳出が140億2,639万円となっている。すでに11億6,944万円の乖離があり、非常に厳しい財政運営である。また、補助金交付の要件として、西原町補助金の交付に関する規則(以下「規則」)第2条で「公益上必要があると認める事業」と規定している。

某団体への財政援助として年間50万円の補助金が支払われているが、下記の理由から、財政援助団体としての適格性(公益上に該当するか)の検討を担当課に求めた。

(1) 構成員

総会資料では西原町内にある行政区のうち、参加している行政区の数が不明である。

(2) 高齢者スポーツの多様化

町内において高齢者スポーツとしてグラウンドゴルフ、パークゴルフなどが盛んになり、それらの競技人口は増加している状況がある。某団体の競技が高齢者スポーツとして唯一のものではなくなっている。

※財政援助団体の一覧等をホームページに掲示しています。詳細については、そちらをご覧ください。

3 産業課の担当事業について

農業関係の事業には「有効性」、「効率性」の視点を取り入れ、「選択と集中」による事業の見直しが必要であると考える。また、商工業・観光関係の事業については単独の課とするほうが望ましいと考える。その理由として、2点挙げられる。まず、農業関係と商工業・観光関係の事業を同一課で担当することに合理的な理由がないと思われるからである。また、将来の西原町の自主財源の確保、観光業に携わる人材の育成、商工業・観光業に対応できる町職員の育成といった点から、商工業・観光業の重要性は高まる予想されるからである。

定期監査報告書につき、詳しくは西原町ホームページをご覧ください。